春日井市身体障害者等車椅子貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者及び傷病人に対し、車椅子を貸与する ことにより、日常生活の便宜を図り、身体障害者及び傷病人の福祉の 増進を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 車椅子の貸与を受けることができる者は、本市に在住する者で、 次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、要介護認定等に 係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 15年厚生労働省令第42号)第1条第1項に定める要介護2、要介護 3、要介護4又は要介護5に該当する者は、除くものとする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定 により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 傷病人で移動手段として車椅子を使用する者
 - (3) 前各号に定める者のほか、市長が適当と認めた者 (貸与料)
- 第3条 車椅子の貸与は、無料とする。

(貸与期間)

第4条 車椅子の貸与期間は、1年以内とする。ただし、市長が特別の 事由と認めるときは、この限りではない。

(申請)

第5条 車椅子の貸与を受けようとする者は、車椅子貸与申請書(第1号 様式)を市長に提出しなければならない。

(決定)

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、貸与の可 否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により貸与の可否を決定したときは、車椅子貸与決定・通知書(第2号様式)により前条の申請者に通知するものとする。

(返環)

- 第7条 車椅子の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると きは、貸与された車椅子を速やかに返還しなければならない。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により車椅子の貸与を受けたと認められるとき。

(損害賠償)

第8条 車椅子の貸与を受けた者が、故意又は過失により使用中の車椅 子をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱により、改正後の要綱第2条の規定は、平成12年4月1日から適用し、平成12年3月31日以前の決定については、なお、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

車椅子貸与申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者

次のとおり車椅子の貸与を申請します。

対象者	氏名			生年月日		
	住所					
	区分	身体障がい者・老人・その他				
貸与期間						
貸与を希						
望する理		通院・散歩・その他(
由						
車椅子番						
号						
備考						

春障福第 号 年 月 日

様

春日井市長

車椅子貸与決定通知書

次のとおり車椅子の貸与を許可します。

対象者	氏名		生年月日	
	住所			
貸与期間				

注意事項

- 1 貸与期間中の修理は、利用者の負担で行ってください。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、速やかに車椅子を返却してください。
 - (1) 対象者の怪我等が治癒し、車椅子を利用しなくなったとき。
 - (2) 対象者が春日井市外へ転出したとき。
 - (3) 対象者が死亡したとき。
- 3 返却するときは、車椅子貸与決定通知書をお持ちください。
- 4 貸与期間の満了後に引き続き貸与を希望する場合は、春日井市 障がい福祉課までご連絡ください。